

平成30年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成30年8月1日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程(第1号)

(永平寺町長招集あいさつ)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 議事日程(第1号の追加1)
 - 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 副議長の選挙
 - 第 5 発議第 1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 常任委員の選任について
 - 第 7 議会運営委員の選任について
 - 第 8 発議第 2号 議会広報特別委員会の設置について
 - 第 9 発議第 3号 行財政改革特別委員会の設置について
 - 第10 発議第 4号 議会改革特別委員会の設置について
 - 第11 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙
 - 第12 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
 - 第13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙
 - 第14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第15 承認第12号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
 - 第16 議案第58号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
 - 第17 議案第59号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第18 議案第60号 永平寺町観光案内所条例の制定について
 - 第19 議案第61号 松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結について

第20 議案第62号 消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得について

第21 議案第63号 永平寺町監査委員の選任同意について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町長 河合永充君
- 副町長 平野信二君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 朝日光彦君
- 総務課長 山田孝明君
- 財政課長 山口真君
- 総合政策課長 平林竜一君

会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	森 近 秀 之 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
代 理 書 記 (総務課より)	三 村 孝 子 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○事務局長（川上昇司君） おはようございます。私は、議会事務局長の川上でございます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の伊藤博夫議員をご紹介いたします。

それでは、伊藤博夫議員、議長席へお着きください。

○臨時議長（伊藤博夫君） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました伊藤博夫であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまから平成30年第3回永平寺町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

平成30年第3回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

短い梅雨も終わり、全国各地で35度以上の気温を連日のように記録するなど、酷暑という言葉が身にしみてわかる時期となりました。

議員各位におかれましては、このたびの町議会議員選挙におきまして、多くの町民のご支持を得てご当選されましたこと、心からお祝い申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍をご祈念申し上げます。

少子・高齢化社会の進行、大規模災害の多発など世の中が劇的に変化する中、議会と行政のかかわりはますます重要なものになってきていると実感しております。これまでの行政をチェックしていただく議会の役割はもちろんですが、議会と行政の協働といった新しい関係をつくっていくことが、さらなる住民理解と住民主体のまちづくり、ひいては町の課題解決へつながると考えておりますので、

ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、選挙後初めてとなる臨時会のご案内を申し上げましたところ、ご多忙の中ご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、8月11日には、かねてより整備を行ってまいりました永平寺門前まちなみ整備事業の完成式典をとり行います。門前まちなみ整備事業は、永平寺旧参道の再生、永平寺川の修景、今後完成する宿泊施設の整備を一体的に行い、禅の心を体験できる環境を整えるものです。また、観光案内所では、大本山永平寺や門前周辺だけではなく、町内外、県内外の観光情報を結びつけて発信し、広域観光の拠点としてまいります。

さらに、25日には、恒例となっております永平寺大燈籠ながしが開催されます。今回から土曜日の開催となり、県外からも多くの皆様にご来場いただけるものと期待をしているところです。

また、同日に、福井しあわせ元気国体の採火式、炬火リレーを挙行政いたします。町内小中学校の児童生徒が大本山永平寺からいただいたともしびを、自動走行車両を先導に整備を終えた旧参道を通り、燈籠ながし会場までリレー形式でつないでいきます。これを機に町内の国体への機運をさらに高めてまいりたいと考えております。

いよいよ福井しあわせ元気国体の開催まで2カ月を切りました。永平寺町へお越しいただける選手の皆様、応援団や関係者の皆様に永平寺町のすばらしさを実感いただけるよう、現在、環境整備を全力を取り組んでおります。さらに、町民一丸となったおもてなしができるよう頑張ったいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これまで、よりよい行政サービスを目指して、職員力の向上に力を注いでまいりました。その結果、最近では担当職員が国の機関や大手新聞社から講師派遣依頼をいただき、全国に出張するまでになりました。これからも職員力の向上を進め、全国から注目される永平寺町を目指していくことはもちろん、町民の皆様に対しましてもさらに行政サービスの向上を図ったいと考えております。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、7月23日に本町の友好交流都市であります中国・張家港市から学生代表団が来訪し、本町の3中学校を訪問することになりました。その交流事業等を実施するために必要な経費について、来訪の正式決定が直前であったため、7月6日

に専決処分させていただいたものでございます。

次に、平成30年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、民生費において筋力トレーニングを行う健康器具の移設に係る経費、おたっしや夢サロンの解体に係る経費について補正をお願いするものです。

永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生産性向上特別措置法が6月6日に施行されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

永平寺町観光案内所条例の制定につきましては、8月11日に永平寺町観光案内所が設置されるに伴い、公の施設として必要な条例を制定するものでございます。

請負契約の締結、財産の取得につきましては、松岡小学校北校舎・渡り廊下棟大規模改修工事の請負工事契約や消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、永平寺町監査委員の選任同意につきましては、議会議員から選任する監査委員について同意をお願いするものでございます。

以上、臨時会にご提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第1 仮議席の指定～

○臨時議長（伊藤博夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○臨時議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第2 議長の選挙～

○臨時議長（伊藤博夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（伊藤博夫君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、4番、金元直栄君、5番、滝波登喜男君、6番、齋藤則男君を指名いたします。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効といたしますから、あらかじめご了承ください。

投票箱を点検します。

立会人、ご確認ください。

(投票箱点検)

○臨時議長（伊藤博夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙を配りますので、1番議員から順番に投票願います。

なお、記載所において記載の上、投票願います。

(投票)

○臨時議長（伊藤博夫君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立ち会いをお願いしたいと思います。

(開票)

○臨時議長（伊藤博夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票12票、無効投票2票。

有効投票のうち、江守勲君9票、松川正樹君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、江守勲君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（伊藤博夫君） ただいま議長に当選されました江守勲君が議場におります。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○臨時議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

江守君。

○14番（江守 勲君） ただいま、議員各位の皆様からご推挙をいただき、このたび永平寺町議会議長の要職をおあずかりすることとなりました。この職務に誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力とご指導、ご鞭撻を賜りながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長（伊藤博夫君） 私、これで臨時議長の職をおります。

ご協力ありがとうございました。

江守議長、議長席にお着きください。

暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これよりの会議は、ただいまお配りしました議事日程第1号の追加1により会議を進めます。

～日程第1 議席の指定～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（川上昇司君） それでは、議席番号、議員氏名を朗読いたします。

1番、松川正樹議員、2番、上田誠議員、3番、中村勘太郎議員、4番、金元直栄議員、5番、滝波登喜男議員、6番、齋藤則男議員、7番、奥野正司議員、8番、伊藤博夫議員、9番、長岡千恵子議員、10番、川崎直文議員、11番、

酒井和美議員、12番、酒井秀和議員、13番、朝井征一郎議員、14番、江守勲議員。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

～日程第2 会議録署名議員の指名～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名の件についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、松川正樹君、2番、上田誠君を指名いたします。

～日程第3 会期の決定～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期を本日8月1日から8月10日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、8月1日から8月10日までの10日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 副議長の選挙～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（江守 勲君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番、松川正樹君、2番、上田誠君、

3番、中村勘太郎君を指名いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効といたしますから、あらかじめご了承ください。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(江守 勲君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙を配りますので、1番議員から順番に投票願います。

なお、記載所において記載の上、投票願います。

(投票)

○議長(江守 勲君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(江守 勲君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票10票、無効投票4票。

有効投票のうち、奥野正司君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、奥野正司君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(江守 勲君) ただいま副議長に当選されました奥野正司君が議場におられます。よって、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

奥野正司君。

- 7番（奥野正司君） ただいま議員各位のご推挙により副議長の大役を担わせていただくことになりました。

任期中、誠心誠意、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしくご指導、ご鞭撻お願いいたします。

- 議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時14分 休憩）

（午後15時10分 再開）

- 議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第5 発議第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（江守 勲君） 日程第5、発議第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。

暫時休憩いたします。

（午後3時10分 休憩）

（午後3時10分 再開）

- 議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議会事務局長。

- 議会事務局長（川上昇司君） 発議第1号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年8月1日 提出

永平寺町議会議長殿

提出者 永平寺町議会議員 中 村 勘太郎

賛成者 " 松 川 正 樹

 " 川 崎 直 文

 " 酒 井 和 美

永平寺町条例第 号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「9人」を「7人」に改め、同第3項中「18人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（江守 勲君） 提案理由の説明を求めます。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 発議第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

発議第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

今回の一般選挙からの議員定数が14名になりましたことから、総務産業建設常任委員会並びに教育民生常任委員会の委員の定数を7名に、予算決算常任委員会の委員の定数を14名にそれぞれお願いするものであります。

以上、提案理由といたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 常任委員の選任について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

職員より所属委員会及び氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(川上昇司君) それでは、所属委員会及び氏名を朗読いたします。

総務産業建設常任委員会、松川正樹議員、中村勘太郎議員、川崎直文議員、酒井秀和議員、伊藤博夫議員、酒井和美議員、江守勲議員。

教育民生常任委員会、上田誠君議員、金元直栄議員、滝波登喜男議員、齋藤則男議員、長岡千恵子議員、朝井征一郎議員、奥野正司議員。

予算決算常任委員会は、14人の議員全員。

以上でございます。

○議長(江守 勲君) ただいま朗読いたしましたとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時14分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま議長の手元に各常任委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏

名が報告されましたので、発表いたします。

総務産業建設常任委員長に中村勘太郎君、副委員長に酒井秀和君。

教育民生常任委員長に上田誠君、副委員長に長岡千恵子君。

予算決算常任委員会委員長に滝波登喜男君、副委員長に川崎直文君。

以上のとおり報告いたします。

～日程第7 議会運営委員の選任について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

職員より氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（川上昇司君） それでは、氏名を朗読いたします。

松川正樹議員、上田誠議員、中村勘太郎議員、滝波登喜男議員、川崎直文議員。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ただいま朗読いたしましたとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後3時17分 休憩）

（午後3時17分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま議長の手元に議会運営委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので発表いたします。

委員長に滝波登喜男君、副委員長に川崎直文君。

以上のとおり報告いたします。

～日程第8 発議第2号 議会広報特別委員会の設置について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第8、発議第2号、議会広報特別委員会設置に関する議決を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、奥野正司君。

○7番（奥野正司君） 発議第2号、議会広報特別委員会設置に関する決議の提案理由を申し上げます。

発議第2号、議会広報特別委員会の設置に関する決議の提案理由を申し上げます。

議会活動について、議会だよりを通じて町民の皆様に広く知っていただくことは、我々議会の果たす役割であり、町民の行政に対する理解も深めていただくという点で議会だよりの編集、発行、議会活動情報は非常に大切だと考えております。

よって、7名の委員で構成する議会広報特別委員会の設置をぜひともお願いするものでございます。

以上。

○議長（江守 勲君） これより質疑を入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

奥野正司君外3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、奥野正司君外3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩いたします。

（午後3時18分 休憩）

(午後 3 時 1 8 分 再開)

○議長 (江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員に、1 番、松川正樹議員、5 番、滝波登喜男議員、7 番、奥野正司議員、9 番、長岡千恵子議員、1 0 番、川崎直文議員、1 1 番、酒井和美議員、1 2 番、酒井秀和議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (江守 勲君) よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 1 9 分 休憩)

(午後 3 時 1 9 分 再開)

○議長 (江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議長の手元に議会広報特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので、発表いたします。

委員長に奥野正司君、副委員長に松川正樹君。

以上のとおり報告いたします。

～日程第 9 発議第 3 号 行財政改革特別委員会の設置について～

○議長 (江守 勲君) 次に、日程第 9、発議第 3 号、行財政改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 0 番、川崎直文君。

○1 0 番 (川崎直文君) 発議第 3 号、行財政改革特別委員会の設置についての提案理由を申し述べます。

発議第 3 号、行財政改革特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

現在、行財政は非常に厳しい状況にあり、議会においても行財政について適正な執行及び計画がなされているかを調査研究する上で委員会は非常に大切だと考えております。

よって、14名の委員で構成する行財政改革特別委員会の設置をぜひともお願いするものでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

川崎直文君外3人から提出されました行財政改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、川崎直文君外3人から提出されました行財政改革特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

行財政改革特別委員会委員に、議員14人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を行財政改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

暫時休憩いたします。

（午後3時21分 休憩）

（午後3時21分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議長の手元に行財政改革特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので、発表いたします。

委員長に川崎直文君、副委員長に酒井秀和君。

以上のとおり報告いたします。

～日程第10 発議第4号 議会改革特別委員会の設置について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、発議第4号、議会改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、滝波登喜男君。

○5番（滝波登喜男君） 発議第4号、議会改革特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

さきの議会議員選挙において、投票率が62%に低下したことは、当議会において大変重い課題だと認識しております。

また、議員定数が今回より4名削減の14名になったことにより、おのこの議員の力量を向上させるとともに、より活発で開かれた議会を目指さなければなりません。

委員会の充実や通年議会制度など、議会改革に関する特別委員会を設置することが非常に大切だと考えております。

よって、14名の委員で構成する議会改革特別委員会の設置を是非ともお願いするものでございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

滝波登喜男君外3人から提出されました議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、滝波登喜男君外3人から提出されました議会改革特別委員会設置

に関する決議は可決されました。

引き続き、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会改革特別委員会委員に、議員14人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩いたします。

(午後3時25分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま議長の手元に議会改革特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので、発表いたします。

委員長に滝波登喜男君、副委員長に酒井和美君。

以上のおり報告いたします。

～日程第11 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第11、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

五領川公共下水道事務組合議会議員に、1番、松川正樹君、3番、中村勘太郎君、4番、金元直栄君、5番、滝波登喜男君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君が当選されました。

ただいま五領川公共下水道事務組合議会議員に当選されました1番、松川正樹君、3番、中村勘太郎君、4番、金元直栄君、5番、滝波登喜男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第12 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第12、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、6番、齋藤則男君、7番、奥野正司君、8番、伊藤博夫君、不肖私、14番、江守勲を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました6番、齋藤則男君、7番、奥野正司君、8番、伊藤博夫君、14番、江守勲を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6番、齋藤則男君、7番、奥野正司君、8番、伊藤博夫君、14番、江守勲が当選されました。

ただいま福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました6番、齋藤則男君、7番、奥野正司君、8番、伊藤博夫君、14番、江守勲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第13、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に、9番、長岡千恵子君、11番、酒井和美君、12番、酒井秀和君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君が当選されました。

ただいま勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に当選されました9番、長岡千恵子、11番、酒井和美君、12番、酒井秀和君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第14、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、不肖ながら私、14番、江守勲を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま指名した私を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、私が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定されました。

ただいま福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に私が当選いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第15 承認第12号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第15、承認第12号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第12号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

先月、7月23日に、本町の友好交流都市であります中国・張家港市より梁豊初級中学の学生代表団が来訪し、本町の3中学校を訪問することになり、生徒との交流事業等を実施するために必要な経費20万円を計上するものでございます。

来訪の正式決定が直前であったため、7月6日に専決処分させていただいたのでございます。

以上、承認第12号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第12号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成30年7月6日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,980万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるところでございます。

10ページをお願いします。

歳出において、中学校費の教育振興費、張家港市学生代表団交流事業受入補助金20万円は、永平寺町の3中学校と友好交流協議書を締結した中国・張家港市、梁豊初級中学の代表団が本町の3中学校を訪問し交流するなど、その受け入れに必要な経費でございます。

戻りまして、9ページの歳入では、財源調整基金からの繰入金と同額計上しております。

なお、梁豊初級中学の滞在は7月23日、24日の2日間でございます。

以上、承認第12号、平成30年度一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより承認第12号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波登喜男君。

○5番（滝波登喜男君） 7月23日、24と本町の中学校で交流をしたということであります。

昨年、あちらの中学とこちらとで友好関係を締結し、ことし、中国側から訪日団が訪れたということですが、今回の訪問目的が書かれておりますが、いわゆる日本の文化、生活、授業などを体験し、国際理解を深め、グローバルな視野を広げることを目的としているということでもあります。

今回、こちら側の受け入れ側の何か目的、あるいは交流の成果などありましたらぜひお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 今回、3中学校で受け入れを行いました。

内容としましては、松岡中学校につきましては、主に部活の体験ということを行いました。永平寺中学校につきましては、グループ交流としまして、折り鶴、願い燈籠の制作を行っております。上志比中学校につきましては、主にグループでの討議を行っております。なお、記念植樹も行っております。

それぞれ3中学校、特徴を生かしまして交流を図りました。中でも、それぞれ

なんですけれども中国語での学校紹介、あるいは中国語での福井県の紹介、永平寺町も入りますけれども、文化であるとか、食べ物、特産品等を説明しておりました。そのほか、英語は向こうの梁豊初等中学も勉強しておりますので、グループ討議の中では英語を使いながら対話をしているという場面がございまして、まさしくグローバルな視点で、極端に言うと初めて会った人と話をする。しかも、中国の方もそうですし、こちらの中学生もそうですし、積極的に会話をするというところは、私も見させていただいてすごくよかったなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今まで交流というところで中学校の海外派遣がありました。

それがあある面では英語のあれということで英語圏のところへ行きました。今回、こういう形で中国との交流になって、行く行くはその交流が中国・張家港市と進むということが決定されていると思います。

その中で、私、旧永平寺町ですが大本山永平寺との関係ですね。これは寧波市のほうの天童寺がなっているかと思うんですが、そこらあたりの関係とか、それから今後、うちのほうから例えば中国のほうに使節として行くという形もあるかと思うんですが、そういうときに当町の中学生に対してどういうことを狙っていくのか。また、どういう方向性で行くのか、もしも方向性があつたらお示しいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 中国の張家港市とは旧松岡町時代からの友好交流がございまして、当時から松岡中学校の子たちが中心となりまして向こうに行ったり、また中国のほうから迎え入れたりという活動をしておりました。

今後の話なんですけれども、今現段階は今回受け入れたように、今度例えばこちらから行く中学生の訪中団を出すというところにつきましてははまだ検討中がございまして、具体的にいつ行くというところはまだでき上がっておりません。可能性としてはあるかなというふうには思っております。

今現段階につきましては、訪中団を出すというよりも、實際上、インターネット等を使って例えば作品のやりとりであるとか、メールのやりとりであるところを中心としてやりたいなと思っております。実際上の派遣については、これから

検討させていただくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） たしか海外交流の事業ですね。それは今言う英語圏から変わるというふうになっているかと思うんですが、ということは今のこの張家港市も含めて中国とのある面では交流をやるということであれば、今ほどありましたようにどういう形、中学生の方々の交流を持つための、例えばここの目的でグローバル的な感覚を持つのか、いや、どういう目的でそういうことを継続してやるのかということが必要かと思うので、そこらあたり随時、議会のほうにお示しいただくなり、なぜそういうことをやっていくかを、また今後の期待も含めて必要かと思うので、それはまたいつかの機会にちゃんとお示しいただけるのか。

今年度、来年度という近い将来であれば、それについてのお示しは大体いつごろになるのかもわかったら教えていただきたい。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 具体的にまだ来年というところまでは検討しておりません。

ただ、今おっしゃられるとおり今後の計画と申しますか展望と申しますか、それについては議会のほうにご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第12号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第16 議案第58号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について

～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第16、議案第58号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第58号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算にいて、提案理由のご説明を申し上げます。

町立診療所の整備に当たり、おたっしや夢サロンの改修を計画しておりましたが、2月の大雪による損傷が激しく、改修そのものを見直す必要が生じ、計画を変更して解体することといたしました。

今年度中の事業完了のためには、解体、整地作業を早急に実施する必要があることから、解体整地費650万円等を本臨時会に提出するものでございます。

以上、議案第58号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 議案第59号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第17、議案第59号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより第1審議を行います。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第59号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので提案させていただくものです。

以上、議案第59号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、議案第59号、永平寺町税条例の一部を改正

する条例の制定について、補足してご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が平成30年5月23日に公布、同年6月6日から施行されたことを受け、永平寺町税条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を上程したものでございます。

永平寺町税条例附則第10条の2第26項を第27項に繰り下げ、第26項を次のとおりとするものでございます。

第26項、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とするというものでございます。

この条項に規定する地方税法附則第15条第47項の内容についてでございますが、生産性向上特別措置法に規定しますところの永平寺町先端設備導入計画に適合し、かつ労働生産性を向上させる一定の機械・装置等を導入した対象となる中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税を3年間、課税免除するものでございます。

対象となる中小企業者でございますが、これについては3点ございまして、資本金、出資金の額が1億円以下の法人。2番目といたしまして、従業員の数が1,000人以下の法人。3番目といたしまして、従業員の数が1,000人以下の個人でございます。

ただし、発行株式2分の1以上が大規模法人により所有されている法人、いわゆる大企業の子会社法人については対象となりません。

対象となる償却資産につきましては、例えば機械・装置の場合、10年以内に販売されたもの。中古の装置でも結構ですけれども、10年を超える古いものは対象外ということでございます。10年以内に販売されたもので、取得価格160万円以上。旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものなどでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての補足の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今説明を聞きました。生産性向上特別措置法、これに類する

やつとしては、この前にいわゆる未来投資法に基づくこういう固定資産の減免などが示されたことがありましたけれども、今回はこれとは異なって、いわゆるそれ以外のというんですか、中小企業で一定の条件を満たしたものについて固定資産税を何年かゼロにすると。ただし、これについては75%、国から補填があるという内容の説明は受けました。

本町の対象企業はということで、今回、指定される企業ではなしに、申請されているとかいう企業でなしに、対象となる企業というのは、いわゆる全ての中小企業、さっきの条件以外を満たす企業は全て対象となるのか。その辺はちょっと詳しく説明してほしいと思っているんですが。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 商工観光課のほうからご説明をさせていただきます。

経済センサスによりまして調査したところによりますと、結論を言いますと655あるということでございます。製造業、卸売業、小売業、サービス業等でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町内に655社があるというわけですね。

そういうところで一定の要件を満たした機械の導入など、生産性向上ということですから1%ということでも限りなく低い数字、目標の設定なのかなと思っておりますが、そういう条件でも機械を導入した場合、一定の条件、ここには160万円とか、測定工具や検査工具やと30万円以上とかいろいろ要件がありますけど、これを満たせばどんな企業でも、いわゆる全ての企業が受けられる。特定の企業、要するに未来投資法に基づく企業みたいに、国が指定した特定の企業という条件は一切なしで、町内の中小企業ならこの条件さえ満たせば、ここに示されている条件さえ満たせば、どんな企業もそういう恩恵をこうむることができるということで理解していいんですね。そこです。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） この法改正の目的でございますけれども、中小企業の設備投資を促進するというような大きな目的がございますので、今お示しした3つの条件をクリアすれば、今、商工観光課長がご説明申し上げました655社全てが対象となります。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） まず、町が定めます導入促進基本計画というのを作成しまして、国の同意を得るとというのがまず条件でございまして、それに基づきまして申請事業者は設備導入計画というのをつくると、そういうことになりますけれども、それらに該当します企業の種類と業種の分類でございまして、製造業、それから卸売業、小売業、サービス業、ゴム製品製造業、ソフトウェア業または情報処理サービス業、旅館業ということになっております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっといまいちわかりにくいところがあるんですが、国の同意を得るという話です。要するに655社全てが対象になる。しかし、一定の計画をつくって示せば、全ての業種がその恩恵にこうむることができ得る。ただし、国の同意を得るという条件のところではねられるということはないのかというのがやっぱり心配なんです。

何で僕がこんなこと聞いているかというと、この法改正は、改正か改定かは知らんですが、いわゆる未来投資法に基づく国の戦略上でこういう法律がつくられ、それに基づいて行われているもので、決して全ての業種が対象に単純になるというものではないんではないかと言われているから聞いているんです。

そこを町として、町の計画独自に、いわゆる国の基準内ですけれども、いわゆる全ての業種が対象になるような計画をつくって、なおかつ国の同意を得るとしても、町がやっぱりきちっとオーケーということで国に示すことでそれを促進させるという立場からつくられている町の計画だとしたら、それはちょっと意味が違ってくるので確認しているんですが、言っている意味わかりますか？

本来は国の地域未来投資法というやつは一定の業種しか対象にならないという、ちょっと差別的な法律。対象になる企業にとってみれば非常にいいという面もあるかもしれん。それ以外の業種が何かで恩恵を受ける。未来投資法では100%、国の、これで減免した固定資産税については国の補填が100%あったんです。これは75%なんです、聞いています。

そういうところで、国がそういう差をつけているのはどういうところかというのは私は意図しているところがよくわからないから聞いているのが一つと、先ほどから言っているように、地域未来投資法に基づくそういう法整備の中でこういうものも出されてきている。国の戦略上に乗ったものだということを聞いているわけなんです。そうなってくると、全ての業種が本当に対象になるのかどうかという

のが不安になってくるわけです。私は。

町は655事業所に対して対象になるよという、ある意味門戸を広げているんですね。ところが、ちょっと私が勉強してきたというんですか、ちょっと調べてきたんでは、間口はそんなに広いのかなと思うところがあるから、町の計画がより対象が広がるように決めてつくられて対象を広げたのかなと思っているから、その点の確認。

ほんで、町の姿勢が655事業所が全て対象になるという方針だとしたら、それは僕、非常にいい計画のもとに門戸を広げた政策だなんて思うんで聞いているんで、その辺わかってもらえますか。説明していただけますか。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 税法改正のこれまでの流れについてちょっとご説明申し上げますけれども、まずは平成25年、閣議決定されました日本再興戦略において設備投資の促進が重要課題と位置づけられました。それを経産省のほうは地方税制改正にのつけられるようにというような思いでそういうやりとりをしていたわけなんですけれども、市町村においても償却資産にかかる税金というのは非常に重要な役割を示すもので、市町村側としてはそう簡単にはおまけできないということで、25年度のこの税制改正大綱においては引き続き検討するという検討事項にとどめられました。平成27年度税制改正、平成28年度税制改正についても同じような議論がなされました。

経産当局としてはやはり償却資産の軽減をお願いしたいということと、市町村についてはやはり重要財源であるというようなことで簡単には安くできないというようなせめぎ合いがあったと聞いております。

28年度税制改正においても同様な検討事項とされたわけですが、平成29年度税制改正におきまして、3年間の時限的な措置として、今回の改正がされたというような、これは税制側からのこれまでの経緯でございます。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 今回のことにつきましては、まず国が導入促進指針というのを策定するというところでございます。それに基づきまして町が導入促進基本計画を策定するというところでございます。国の策定しました指針の中の企業分類等につきましては、永平寺町は全て入るように計画をしたということでございます。全国の市町村それぞれで計画はもちろんつくられるわけですが、希望するところといたしますか、したところにつきましては、それぞれで業種を定

めるとかいうことはできるわけですがけれども、ほとんどの市町村が国が定めたもの全てのような形で入れているところが多いのではないかというふうに思っております。

以上です。

○4番（金元直栄君）　そういう考え、町の考えについては計画示されたけど、どういうものに基づいてつくられてきたか。国の計画も含めてやけど示されてはいない。だから、僕はそういう戦略でないかと。下に下がるというのはそういうことで出てきている。だから、町が門戸を開いたというのは、これは評価している。しかし、それに基づく税金の問題でいうと、町に入ってこないのは25%入ってこないことになる。最終的には。そういう問題も含めて一定の説明はあるけれども、事前の説明はない。

○議長（江守 勲君）　暫時休憩いたします。

（午後4時02分 休憩）

（午後4時05分 再開）

○議長（江守 勲君）　（録音切れ）

ほかにありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君）　今回の生産者向上特別措置法が6月にできたということで、それを受けてということなんですが、非常に初めてのことなんでどうなんかなって、なかなかわかりづらいなと思っているんですが、ちょっと調べた中では29年にものづくり補助というんですか、1次募集って書いてあるんですけども、その辺の流れから少し説明してくれると少しわかるのかなと思うんですよ。調べてみますと、本来は6月にこの基本計画つくらなあかんかったんですね。うちは選挙などがあってということなんですが、当然、29年度の1次募集のときに既に応募している企業も多分何社かあるんだろうと思うわけです。それを認定するかしないかは、その基本計画をつくって、そしてその認定をするかどうかは町に託されているということだろうと思います。それもどこまでいっているのかというのをぜひお聞きしたいし、それをどの時点でこういうふうに認定しましたよというのが公表されるのかも含めてぜひお聞かせください。

○議長（江守 勲君）　商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君）　今、議員ご指摘のとおり、全国の多くの市町村は6

月議会でお認めいただいているところがほとんどかというふうに思います。本町にとりましては、6月議会にご提示できず、についてはこちらの落ち度かということで大変申しわけなく思っているところでございます。

ものづくり補助金との関連ということでございますけれども、ものづくり補助金、各企業さんが国のほうに申請をするということにつきましては、私ども今回の1次募集は3社が応募していると聞いております。優先採択というか、採択を受けているというふうになってございます。その後に、本町がこの固定資産税ゼロの税条例を改正し、それとあわせまして本町が、先ほど申し上げました導入促進基本計画、これを国の同意を得たと。この2つの条件が市町村でそろった場合に、ものづくり補助金の採択を受けた業者は、その後、先ほど私も申し上げましたように、企業ごとに先端設備導入計画を町に提示して、それを町が認定しないといけないんですけれども、それを受けましたら、当然、固定資産税ゼロというふうな措置も受けますし、ものづくり補助金についても採択というんですか、その後に申請を出して受けられるというような流れになります。

ですので、企業としては、うちの計画については、さきにもう国に提出して、国の同意を得ております。あとはこの税条例が改正するのを、企業側としては待っているというふうなところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） そうしますと、それが成立しますと、今回、税条例が通りますと固定資産税もゼロになりますし、ものづくり補助金も国から出てくるということになりますよということですね。

そこでですが、いわゆる今回のこのことについて本町のメリットがどこにあるのかということになるわけですよ。先ほど固定資産税が地方はやっぱりこの辺かなかな、国はやろうやろうとしていても地方はちょっと待ってと言っていた部分がそこなんだろうと思います。固定資産税がゼロ、交付税で75%返ってくる。25%減るということですから、じゃ、そのことによって本町のメリットはどこやというところが一番知りたいわけです。

いろいろ考えられることもあるんですけども、ぜひその辺の狙いをお聞かせいただきたいなど。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 今ほど議員さん仰せのとおり、税収入が減るという

ことではございますけれども、もともとの目的が文字どおり生産性を向上させるということでございますので、当然、企業はもうかるというんですか、収入が上がるというんですか、経営がうまくいくということでございますので、当然、その分の、ちょっと年度はずれるかもしれませんが、税といたしますか、雇用もふえたりとか、収入が上がったりということで回って、町にもメリットがあるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） その辺がきちっと見ていくということが必要なのかなと思うんですけど、要は固定資産税下がりますよ。生産者向上して企業はもうかりますよと。そうすると税金も上がりますよというのはわからないわけではないですけども、じゃ、雇用のことなんですよ。地元の雇用が生産者向上するということになると、本当に雇用ふえてくるのかなって逆に機械化になって減ってくるんでないかなというふうなふうに思うんです。そこはきちっとチェックできるような体制になっているんですか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） チェックといたしますと、計画書を見せていただいてということになりますので、そこら辺で内容を確認するということになりますし、また、その後についても後追いをしながら確認をしていきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やはり今、景気がよくなってきていると言われている中で、なかなか地方の景気の景況感がまだという、現場の声もあります。その中で、今、国がこういった形で中小零細企業を支援するというそういった流れかなとも思っております。

もう一つ、税金につきましては、今から上積み分、これを設備導入をしまして、その上積み分の25%が町は3年間はちょっと少なくなる。新しい設備導入の補助金というか支援ですので、どんどんどんどんこういった補助金を使って新しい設備を導入して、また生産性を向上していただくのと、あと導入に伴う雇用というものも期待をしてもいいのかな、若干かもしれませんが、雇用、人件費を落とすために新しい導入という考えもあるかもしれませんが、生産性と売り上げを上げるための機械導入であれば、今、少子・高齢化でなかなか雇用が大変な部分も

ありますが、そういったこともできるのかな。

いずれにしても、一つの何か設備投資とかの起爆剤になる。そしてまた、よその市町でこういった制度を使うことによって、ひょっとしたら永平寺町でつくられている部品とか、そういったものの売上げが上がっていく。景気の底上げが、地方の、そういったこともやはり期待をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

奥野君。

○7番（奥野正司君） 対象設備ですけれども、説明資料の中には生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備ということで、例えば機械・装置の場合は最低取得価格160万円以上等々、測定工具とかいろんな機械、器具が最低取得価格が書いてございますが、これ全国10万件のうち、中小企業数から本町の中小企業数と、えいやということで14件、目標14件というふうにたしか先日説明があったと思いますけれども、この労働生産性を向上させるためには、単に機械・装置を入れる。それだけでも効果がないというわけではないと思いますが、例えば業種によって違いますけど、製造業でしたら携わっているワーカーの熟練度とか、あるいはラインの並べ方、流れ方等々のいろんな多様な要素が絡んでいるというふうに思います。

単に機械を入れたから生産性が上がるかということ、そんな単純なものじゃないと思います。また、販売業におきましては、その販売の仕方によっても大きく変わってくると思います。単なる陳列ショーケースが古いものから新しいものに入れかえたというだけで、生産性向上を何ではかるかといったら、結局、売上げ、原価に対する売上げ、それから究極的には利益というところではかってくるんだと思いますけれども、そういう全体的な流れの中で指導する体制というのをやはり考えていく必要があるんじゃないかと。単に機械を入れたらこんだけしますよと、16社に対しては財政支援といいますか、税制面で優遇しますということだけで、直接的にそれがすぐ効果としてはね返ってくるかどうかというのは大変疑問だと思いますが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 今ほど機械を入れかえたから、すぐそれが利益に結びつくのかというふうなご指摘もございますけれども、そもそもこの計画といい

ますか制度につきましては、機械等につきましては大企業ほど中小企業が入れかえをしていないと。新しいものにしていないから生産性が伸びていないんだという現状があると。それを何とか助けてあげる。入れかえを促進させるというふうな目的がございます。

そういった面でこの制度ができたものということでございますので、多くの企業にこの機会に設備を入れかえる、導入していただきながら、そして、それをまた今後の利益に結びつけていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 機械を導入することについて、今、課長がおっしゃられたような意図から固定資産税を減免するという、それが直ちに悪いということではないんですが、下手をしますとこの機械をつくっている、いろんな機械メーカーの販促に利用されて終わりということでは甚だ残念でございますので、製造、販売分野ではございますけれども、両方でやはり企業診断を含めたライン、あるいは売り場の診断等々含めて、この機械導入を進めていかないと本当に生産性は上がらない、あるいはワーカーといいますか従業員の熟練度等々も含めて、やはり総合的なバックアップというのが本来あるべき姿ではないかと思っておりますので、ぜひそういう面からもひとつ検討を加えていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 国が示しました資料等によりますと、議員がおっしゃるような機械をつくっている会社の利益が大きいのではないかというふうなことは書かれてはございませんけれども、考えますとそういうこともあろうかというふうには思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、地元のと申しますか、うちには機械設備等を生産している会社は少ないかもしれませんが、本来の制度の趣旨でございますところの設備導入というところを促進をいたしまして利益に結びつけたいということ。

そしてまた、今ご指摘のような企業がどのようにこの制度によって進めているのかというふうなことも、先ほども言いましたように、それぞれの計画から、そしてまた聞き取り等にもよりまして図ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） いろいろ聞かせてもらいました。ちょっと一、二点聞きます。

この制度によって、先ほど対象が655社あるということですが、例えば商工会議所を通じてPRするのか。ある面ではその655社に対して町はどのようなアプローチをかけるのかというのが1点。

2点目、一応この目標としては年間、期間で14件と書いてありますが、これは3年間免除ということで、その期間の中での町の計画の中、またそれによる25%、結局、税収が減るわけですが、そういうところの試算というんですか、そういう面があったらお示しいただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） PRに関しましては、まずもってこの件に関しては商工会もよく存じ上げていると思っておりますので、相談しながらも進めておりますので、商工会を通じて、または町もホームページや広報紙等でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

今ほど言いました商工会にも周知のほうお願いしたいなというふうに思っております。

また、それによる試算ということでございますけれども、企業側がどれだけのものを導入するかというのについては、ちょっとまだわからないといいますが、それは企業側の経営のことでございますので、申しわけございませんが今のところ試算というものはございません。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第59号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

第2審議に付したい事業名と、その事業の内容について、理解できない事項についての発言をお願いいたします。

4番、金元議員。

○4番（金元直栄君） 全般的にわたって余り理解できてないと自分では思っているんです。

ただ、内容としては、先ほど国の進め方、これまで税制改定のところで課題に

なってきたことなんかは経過で聞きました。そういうところでは一定、やっぱり結果的に地方自治体に対してしわ寄せが行くことになるという、それを75%補填するということで一定の改善という方向が出たんだと思うんですが、ただ、町の計画に基づいて立てた計画を国に提出する。そして、国がそれを認めるかどうかというところがちょっと大きな課題になるのかなって私は思っています。

だから、そういうふうなところを、ある意味、町がどう考えてこういう計画をつくった。要するに町の計画は門戸広いよ。655社っていう示し方は国はしてないと僕は捉えてきたんで、門戸広いなって率直に聞いていたところですよ。そういうところでどうなのかな。そういう一連の経過の中で町の姿勢と、実際申請したときにギャップはないのかなという不安なんかは、ちょっと僕としては残っているんで、その辺わかるように示していただけるとありがたいのかな。要するに町の姿勢そのものですね。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後4時23分 休憩）

（午後4時32分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本件について第2審議の提案があります。税条例の一部を改正する条例の制定についてを第2審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの事項について第2審議に付すことに決定いたしました。

これより第2審議を行います。

詳細質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国が一つの方向性を示して生産性向上特別措置法ということで、これに基づいて町が計画したもの、これを満たす計画を事業所から示されれば、それをオーケーというサインすれば、それが町の税条例の改定された固定資産税の減免の対象になるということで、これは聞いている限りでは非常にある意味わかりやすくいいんですね。

ただ、それが本当にそうなのかということを知っていると、先ほどの話ですと生産性向上のための補助金なんかにもかかわってくるしということで、ある意味至れり尽くせりの条例をつくるもとのいろんな条件になっているのかなと思っています。ただ、最近の国の方向性を見ると、僕は一つの例として未来投資法のことを言いましたが、一定の企業に絞って集中的に補助するというのを国の戦略としてやってきたんですね。本当にそれでそのとおりなのかどうかという不安がやっぱり残ります。

先ほどお聞きしたのは655社の対象事業所がある。しかし、計画としては今のところ14社程度と。こんないい条件がある中で、そういうところで一定の制限が加えられたような数字しか出てこない。そこに何からからくりはないのかということをお聞きしたい。そこが見えないんですね、私の中では。本当にこのとおりやったらえらい門戸広いのにどうしてやろうという思いが率直にあるところなんです。そこをお聞きしたい。

ただし、先ほど税務課長から国の今までのやりとりの中で、平成25年から29年までの経過聞きました。これでも一定見えてきたということはあるんです。そこは前置きして言っておきますので、その辺ちょっと説明していただくとありがたいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） まず、本町が宣言していることは基本的にないというふうにお聞きしております。その割には目標が低いのではないかとお聞きしてお話でしたが、本町が目標を設定するに当たって国の目標値を本町の企業数等で割返したというふうなことで、あくまでも目安というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、これよりも多く申請をいただけるとなおいのかないというふうにはお聞きしております。

この数字を一つの目安的な形の目標としているということで、国からも目標を達しなかったらどうのというふうな罰則があるわけでもございませんし、目標を高く持て、低く持てという指示があつてのわけではございません。あくまでも本町の計画として目標を立てなさいというふうなことでございましたので、そのような国の目標値にのっとって計画をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） この計画の中に説明してございます労働生産性が年平均3%以上向上ということについてお伺いします。

計画期間内において生産性が年平均3%以上向上という部分については、どうやって計測といたしますか判定、労働生産性の算出はどのようなふうに出すのでしょうか。一定期間、計画期間の中で。お伺いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 3%の目標値をどのようにというふうなこと……。

○7番（奥野正司君） その計画が、見合う計画かどうかというか、判定しなきゃいけないですね。

○商工観光課長（清水和仁君） はい。計画を見させていただいて判定するということですけれども、その……。

○7番（奥野正司君） そのバックデータ

○商工観光課長（清水和仁君） とにかく企業が数字を示しての計画書ということになろうかと思っておりますので、それを見ながらということになろうかと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで第2審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第59号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後4時38分 休憩）

(午後4時47分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

～日程第18 議案第60号 永平寺町観光案内所条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第18、議案第60号、永平寺町観光案内所条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第60号、永平寺町観光案内所条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町観光案内所条例の制定につきましては、永平寺町志比地係に新しく設置される観光案内所を管理運営するために必要な事項を定めた条例を制定させていただくものです。

以上、議案第60号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第61号 松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第19、議案第61号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結についての件を議題とします。

これより、第1審議を行います。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第61号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結について提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、6月13日に執行し、契約相手方と請負契約締結するに当たり、予定価格が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） それでは、議案第61号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお開きください。

工事名、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事。

2、契約方法、条件つき一般競争入札。

3、契約金額、1億9,944万3,340円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,477万3,580円でございます。

4、契約相手方、福井県福井市田原1丁目3番9号、株式会社竹野組、代表取締役、竹内伸一でございます。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） これにつきましては、当初予算等で大規模改修があるということである面では図面も出ている形でわかっていると思います。

当然、夏休み期間中を中心にしながら工期を決めていると思うんですが、いろんな現場等もちょっと聞くと、工期の問題であるとか、例えば授業時間に結構ずれ込むというふうにも聞いていますし、それから現場との打ち合わせ等の中で、この前もちょっと出ましたが学校給食がその期間つくれない時間が出てくると。要は2学期始まってもできない。それについてのいろんな対処方法とかそういうものについては随時示していただくということになっているんですが、それについて当初、口頭での説明は受けてますが、その細かい内容についてはまだ提示されてないと私は思っているんですが、それについてはいつ、どういう形でご提示いただく。これが悪いと言っているわけじゃないんですよ。当然進めなきゃいけないんですが、その内容についていろんな課題があるんじゃないかということで、その課題についてご提示はいただけるんでしょうかということです。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 工事の関係につきましては、今年度の当初予算に上げておりますが、全体の工期としましては今年度中には全て終了はできない関係で、来年度に向けて繰り越しをする予定をしております。

今の給食の関係なんですけれども、これにつきましては、今、計画といいますか状態を示せということでございますので、これにつきましては9月補正でその分の補正予算を計上させていただきたいと思っております。そのときに計画といえますか……。

済みません。8月13日の全協のときに、給食の関係、補正予算ございますので、そのときにお示しして、9月補正で予算を計上させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 我が認識不足かもしれませんが、工期のところ、それが結構当初から考えるとずれ込むというんですか、結構変わっていると思うんですね。その大きなあれもありますので。それが一応議会に、当然、8月13日のときに示されるということですのでそれまで待ちますが、ぜひともそこらあたりの内容をお示しいただきたいというふうに思いますので、締結についてはそれほどあれですが、そのものについてぜひ詳細を図面もつけてお願いしたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基本的には私の立場は、いち早くこの工事に着工してほしいというのは一貫した姿勢です。

ただ、この入札状況を聞いていると、前も質問しましたが、これ入札なんですか。いわゆる92%でずらっと1億8,466万9,760円で5社が並んでいると。それは業者の意欲さえ見れない。県はこういう電子入札に参加しろ、参加しろということを言っているんですが、どう言っているんですかね、率直に。それはもう率直にお聞きしたいです。それは行政のほうも疑問を持っていると思うんで。こんなときに行かなんだら、どうもならんと思うんですよ。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今、入札方法の件も含めてですけれども、当町におきましては平成26年から福井県全体、14の市町及び県で共同運用しているわけで

すけれども、その電子入札のシステムを共同利用して終わります。

なお、本町におきましては、入札全体のおおむね90%ぐらいが電子入札になっております。

また、今回の入札ですけれども、条件つき一般競争入札としました。これにつきましては、条件を付すわけですから、門戸を広げつつ、今回の場合ですと永平寺町に参加資格を有しているもの、また永平寺町または福井市内に営業所を有しているもの、また福井市内に営業所を有しているものであっても総合評価値が850点、そういったものを有している。そういったことも条件としております。

また、平成17年度から公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法と言われていますけれども、そういったものが適用されております。それは、公共団体としては発注する建設工事の質の確保、工事の効率性とか安全性とか、また入札とか契約過程の透明性というか、競争の公平性、そういったものは確保されるようにという形で、予定価格を適正に定めております。いわゆる歩切りをしてないという条件ですけれども、そういった中で町としては最低制限価格、それを設けながら入札を執行しているというのが現状であります。

また、こういうふうな形で電子入札という形で門戸を広げて対応しているというのは、ここだんだん件数は横ばいですが、入札参加資格に電子登録される業者の方も徐々にふえていっております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） その説明はもうお聞きしているんですが。何度もお聞きしているんですが。この表を見て、入札表を見てどう思いますというのをお聞きしているんです。

それと、県はどう、これを見て言っているんですか。県は地方自治体がやる指名競争入札、一般競争入札含めてやり方甘い、公平性が確保できてないということで電子入札に強引に引き込んだんですね。あれたしかそれに参加する、共同運営するだけでその負担金も含めて払っているんだと思うんですけど。そういう中で、この入札表を見て、実際、県はどう思っているんですか。率直にお聞きしたいです。

町はまずどう思っているのかということもお聞きしたいし、2つ目に県はどう言っているのかということを知りたいです。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 当然、今、入札の執行者は本町でありますので、県に対してこの結果そのものを……。

○4番（金元直栄君） 共同利用の電子入札のシステムの。

○総務課長（山田孝明君） いや、システムそのものは共同利用しておりますけれども、入札の執行者は町でありますので、その入札の内容について県の意見というか見解を今聞くような機会はありません。

また、本町として今回の入札結果、議員の皆様にお示し、説明しております。

これにつきましても、一応広く入札の公告をしまして、その中で関係業者がこれと思われる方がこの入札に参加してきたということです。それはそれで業者の参加意欲というのを今回、件数で6社ですけれども、そういうふうな形で判断をしております。

また、この入札金額、これにつきましては事前に設計額を公表しております。これはこの案件だけではなく、ほかのものも含めてですけれども、そういった中で最低制限価格等の基準等もありますので、そういったことも加味した中での応札というか入札の金額であるかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。3回目です。

○4番（金元直栄君） 基本的に私が質問している町はどう思われているんですかということに対して正面からの答弁は、この入札表に対しての答弁はないなと思って聞いているんですが。

それともう一つ、私が言いたいのは、県の電子入札システムの共同利用ということが、これは金科玉条のごとく、ある意味これを利用しないと地方自治体でやっているのはまともでないよというような言い方でここへ強引に引き込まれたと僕は思っているんやね。でも、地方自治体の契約行政というのは、僕はやり方一つではないと思うんです。法律でも少なくとも幾つか書いてあるはずですよ。一般競争入札、指名競争入札、匿名発注とかいろんなことが条件として掲げながら示されていると思うんですが、そういう多様性を持つことで契約する側がいろんな施工業者に対して優位な立場に立つという制度やと僕は思っているんです。それを一本化してしまうところに、僕は前から言いますが、あんまりパソコンとかそういう電子機器って信用してませんから。それがこういう数字じゃないですか。みんな同じところで並んでしまうという、現実的にそうですよ。何でこうやってそろうんですか。確率の問題でもいろんなこと考えれば、株価のいろんな買い付

けにしたって、絶対損しないやり方もあるというんでしょう。僕はあんまりそんなことやってないから知らんですけど。

だから、この表を見れば一目瞭然ですということを僕は言いたいんですよ。誰が見ても、こんな数字はおかしいですって。並ぶのが。どうしてこうなるんですかって検証もなしに、いや、システム交換すれば何とかって言うけど、また一緒でしょう、それは。トカゲの尻尾切りというか、何かの追っかけごっこで同じになっちゃうんですよ。

だから、自治体の契約行政の多様性をどう担保するかというところを、僕は行政としてもっと考えなあかんのじゃないか。やり方いろいろ考えたっていいんです。県が、国がって言いますが、こういう契約行政は自治体固有の業務です。国が、県が口挟む余地はないんです。法的にもきちっとした根拠があります。そうなっていると思うんですよ。だから言うんです。

こんな数字、いや、電子入札って、これは絶対不正はできんのやとかなんとかって言ったけど、この数字見ていたら、どう見たって不正ですよ、こんなもん。

いや、不正でないって言うでしょう。だって、こんな数字並んで、あとくじやで。くじでやるなんてほんなもん。こんなやり方って。ほんなら、最初からくじでやったらいいんじゃないですか。幾らで受けてくれるって交渉して。

だから、そういうことを余地残すようにしていくのが自治体の契約行政ではないですか。ここはやっぱりおかしいってきちっと言って、県に対してこんな数字が何で出てくるんやって。これやっぱり言わなあかんですって。

僕、3回目やで、もう言いたいことここで言わなあかんと思って言っているんで。やっぱり異常ですよ。ここを正していく姿勢とかそういうことを見せていかなかったら、契約行政に対する怠慢やと思います。地方自治体の。

それをもし県が電子入札は盤石やというようなことを言うとしたら、あなた方の頭おかしいって言ってもいいくらいだと思うんです。そこをきちっとやっぱりしてほしい。こんな数字並べて。それはこうなったんだから、これを見せざるを得ないというのはわかっていますよ。行政の説明も今まで何回も聞いていますからわかっていますけど、やっぱりこれを見たら誰が見てもおかしいです。

○副町長（平野信二君） わかっています。

○4番（金元直栄君） わかった？ 本当にわかった？ 本当にわかっているんですか。お聞きしたい。

○議長（江守 勲君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今のご質問の趣旨はよくわかります。以前の公共団体のやり方を考えれば、もうちょっとおってもいいんじゃないか、業者の努力を認めるべきじゃないかという主義だろうと思うんですね。ただ、今、議員の言った中で電子入札が悪やという表現は全く違います。紙入札でしょうが結果は一緒です。

ただ、ここでコンピュータの中で選ぶのは、今度、紙入札にすれば当然くじ引きをするだけの違いですね。ですから、電子入札でしょうが紙入札でしょうが結果は全く一緒です。なぜこういうことが起きるかというのは、設計額を公表しているということなんですね。要するに予定価格を公表しているんです。昔は予定価格というのは設計額から何%か首長の独断でしていたんです。そこから、その下から最低制限価格というのを割り出していたんですね。

ですから今は、さっき総務課長も言いましたように品確法が、要するに低くとって、疎漏工事が出ないようにということが原因で公表しなさいと。歩切りする根拠はどれですか、どこに根拠をきちんと示さん限り、歩切りをしたら公表しますというような国交省の方針が出てきました。

ですから、本当に議員さん言うのもわかりますよ。わかるんですが、やはり今、こういう時代なんです。やっぱり予定価格、設計価格が、予定価格を公表することによって分掛け、設計というのはみんな公表しています。ですから、その予定価格も表どおり出てまうんですね。ですから、同じ。

それと、多少、電子計算機の中でぶらす。予定価格、最低制限価格、どっちかをぶらすことはできますよ。できても、この幅だけでどこへ出るか、この幅しかないんですね。このくじと、全くよく似た形に出ると思います。結果は。例えば業者がこんだけ、うちならこれだけでできる。うちならこれだけでできるという昔のようなそういう業者の競争力を高めるということを行っているんだらうと思うんですが、ただ現実的には、今、こういうふうな方法と、もうちょっと最低制限価格をぶらすなり、予定価格をぶらすということはできるんですが、その辺、検討はしてます。

それと、それによって金額的にどうなるかと。また、それはある程度の方針を出したらまた議会には説明していきたいと思いますので、その辺ご理解をどうかお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 提出された資料でちょっとお聞きしたいんですけど、ちょっと

とお聞きしたかもしれませんが、説明受けているかもしれませんが、それでしたらお許し願いたいと思いますけど、これ6月13日に落札決定されているんですね。それから今、相当それまで期間がある。この議会の議決を経ないと本契約はできないわけですね。

現在、仮契約をされているのか、入札をされてから契約するまでの期間とかいろんな制約があると思うんですけど、それには該当されているんかどうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 現段階は仮契約を行っております。今回、議決をいただければ本契約に変わるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 法とかそういうふうなところに照らし合わせて、例えば契約をしたら何日以内に仮契約をして、何日以内に本契約しなければならないとかというようなことがあるんですけど、そういうのは関係ないんですか。何か契約期間の。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 仮契約でございますので、これも契約という形ですので、通常といいますか契約につきましては入札があった日の翌日から休日を除く5日以内というふうになっておりまして、それについては守って契約をしておりますという状態でございます。

○6番（齋藤則男君） 仮契約期間中ですから工事は発注してない、まだできないですね、仮契約。工期をちょっとお示しされてないんですけど、もう一度教えていただけますか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 工期につきましては、31年の3月15日までという契約にしております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第61号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結についての第1審議を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 第2審議に付したい事業名とその事業の内容について、理解

できない事項についての発言をお願いいたします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 13日にこれ入札なんですね。6月14日に本会議やっているんですね。できたらその辺でやってもらったほうがよかったのではないかとというのが、予備日があと1日あるんで、そこが活用できなかったのかというのが一つ。

もう一つは、この入札は僕はやっぱり認めろといっても、私自身が認められないんで、この工事に反対するということは全然ないですよ。先ほど言いました。そんな意味では立場は第2審査の中で言いたいです。言わせていただきたいと思っています。

以上です。

それに、いろんな歩切りの話とかそういう問題については、またどこかで論議することがあったらいいなと思っています。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

暫時休憩いたします。

（午後5時12分 休憩）

（午後5時13分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

これより第2審議を行います。

詳細質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ほかの議員からも質問あったんですが、いわゆる6月13日に入札執行して、いわゆる仮契約を結んだと。現在に至っているわけですね。だから、これは6月の議会中の話なんで、次の14日は6月議会の全員協議会やっているんですね。15日はたしか予備日やったと思うんですね。そこでもっと工期を早くするためにはできなかったのかというのが一つ。

それと、私、この入札表を見て、幾ら電子入札、それは客観性があるんだと言っても、これは僕、こういう数字が出てくるんではそれは認められないです。議員として。そういう立場でいうと、反対することはしませんけれども、採決のときには退席させていただきます。棄権させていただきますので、それだけ、この

第2審査の中できちっと言うておきます。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 先ほどの契約日の関係なんですけれども、入札日の翌日から土日を除く5日以内という形で契約させていただくわけなんですけど、このいわゆる契約日といいますのは、契約に際しては契約保証金というのをいただきます。その契約保証金、銀行の保証書であったり、いわゆる保険会社の保険の締結であったりという形の、その日付が契約日となるという格好ですので、これを準備するのに、いわゆる落札されて翌日というものが時間的に不可能という形ですので、いわゆる翌日に契約できるかといってもちょっと契約ができないという形になるんです。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですので、これで第2審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第61号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第62号 消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第20、議案第62号、消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第62号、平成30年度消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、7月13日に執行し、契約相手方と物品購入契約締結をするに当たり、予定価格が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 議案第62号、消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得についての補足説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

本件は、消防団車両整備計画に基づきまして、今年度、永平寺南地区の諏訪間、けやき台、寺本、京善、市野々、荒谷、志比地区が管轄であります志比南分団のポンプ自動車を更新するものでございます。

この入札は、7月13日に執行されており、取得財産の名称、数量は、消防ポンプ自動車（CD-I型）1台で、契約方法につきましては指名競争入札でございます。

契約金額は、1,749万6,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額129万6,000円でございます。

契約相手方は、福井県坂井市坂井町御油田39-101、クラウン防災株式会社、代表取締役、菊田裕文でございます。

納期につきましては、平成31年2月28日です。

以上、議案の補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第62号、消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件ございますか。

ないようですので、本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、登録を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第62号、消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第21 議案第63号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第21、議案第63号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、13番、朝井征一郎君の退場を求めます。

（13番（朝井征一郎君）退場）

○議長（江守 勲君） 提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第63号、永平寺町監査委員の選任同意について提案理由のご説明を申し上げます。

今回、永平寺町監査委員に朝井征一郎氏の選任同意をお願いするもので、地方

自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

朝井氏は、人格識見ともに立派な方で、これまでご活躍された経験、知識を生かし、手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第63号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数であります。

よって、議案第63号、永平寺町監査委員の選任同意についての件については同意することに決定しました。

13番、朝井征一郎君の入場を認めます。

（13番（朝井征一郎君）入場）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩します。

（午後5時23分 休憩）

（午後5時24分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会すること決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、あす8月2日から8月5日までを休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす8月2日から8月5日までを休会とします。

なお、8月2日は午前9時より合同常任委員会を開催します。

8月6日は9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願
いします。

本日はどうもご苦勞さまでした。

(午後5時24分 散会)